

# 安全データシート

作成日 1997年10月1日

改訂日 2022年5月2日(第2版)

## 1. 化学品及び会社情報

製品名称 液状フェノール「ケンエー」  
推奨用途 手指・皮膚、医療機器等の消毒、排泄物の消毒、痒疹、蕁麻疹、虫さされの鎮痒  
会社名 健栄製薬株式会社  
住所 大阪市中央区伏見町2丁目5番8号  
担当部門 学術情報部  
電話番号 06-6231-5822  
FAX番号 06-6204-0750  
連絡先 健栄製薬株式会社 学術情報部

## 2. 危険有害性の要約

### 化学品のGHS分類

#### 【物理化学的危険性】

引火性液体 : 区分4

#### 【健康に対する有害性】

急性毒性(経口) : 区分3

急性毒性(経皮) : 区分3

皮膚腐食性／刺激性 : 区分1B

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 : 区分1

生殖細胞変異原性 : 区分2

特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 区分2(肝臓、腎臓、皮膚、中枢神経系)

#### 【環境に対する有害性】

水生環境有害性 短期(急性) : 区分2

水生環境有害性 長期(慢性) : 区分2

注) 上記のGHS分類で区分の記載がない危険有害性項目については、「区分に該当しない」又は「分類できない」に該当する。

### GHSラベル要素

#### 【絵表示又はシンボル】



#### 【注意喚起語】

危険

#### 【危険有害性情報】

可燃性液体 [H227]

飲み込むと有毒 [H301]

皮膚に接触すると有毒 [H311]

重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷 [H314]

重篤な眼の損傷 [H318]

遺伝性疾患のおそれの疑い [H341]

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ（肝臓、腎臓、皮膚、中枢神経系）[H373]

水生生物に毒性 [H401]

長期継続的影響によって水生生物に毒性 [H411]

### 【注意書き】

#### 【安全対策】

使用前に取扱説明書を入手すること。[P201]

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。[P202]

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。[P210]

粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。[P260]

取扱い後は手や顔などをよく洗うこと。[P264]

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。[P270]

環境への放出を避けること。[P273]

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。[P280]

#### 【応急措置】

直ちに医師に連絡すること。[P310]

気分が悪いときは医師に連絡すること。[P312]

気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。[P314]

口をすすぐこと。[P330]

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。[P363]

漏出物を回収すること。[P391]

飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。[P301+P310]

皮膚に付着した場合：多量の水で洗うこと。[P302+P352]

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。[P304+P340]

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。[P308+P313]

汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。[P361+P364]

火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。[P370+P378]

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。[P301+P330+P331]

皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水で洗うこと。

[P303+P361+P353]

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合

は外すこと。その後も洗浄を続けること。[P305+P351+P338]

#### 【保管】

換気の良い場所で保管すること。[P403]

施錠して保管すること。[P405]

#### 【廃棄】

内容物／容器を国、都道府県、市町村の規則に従って廃棄すること。[P501]

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

成分名	CAS 登録番号	含有量	化審法番号
フェノール	108-95-2	88.0%以上	(3)-481

注記：これらの値は製品規格値ではありません。

この成分表に記載なき成分は、日本政府による GHS 分類結果一覧に収載されていません。

GHS 分類に寄与する成分	: 安衛法「表示すべき有害物」該当成分 フェノール
	安衛法「通知すべき有害物」該当成分 フェノール

#### 4. 応急措置

吸入した場合

: 直ちに空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
呼吸していて、嘔吐がある時は、頭を横向きにする。呼吸停止、或いは呼吸が弱い場合は、衣類を緩め、呼吸気道を確保した上で、人工呼吸又は酸素吸入を行う。体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、直ちに医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

: 汚染された衣類、靴などをすべて脱ぐこと/取り除くこと。そして速やかに皮膚を流水又はシャワーで洗い、付着物を完全に洗い流すこと。洗浄の遅れや、付着物が残ると皮膚障害のおそれがある。直ちに医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合

: 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを装着していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

: 水で口をすすぐこと。直ちに医師に連絡し、処置を受けること。無理に吐かせないこと。被災者に意識がない場合には、口から何も与えてはならない。体を毛布などで覆い、保温して安静に保つこと。

急性症状及び遅発性症状の  
最も重要な徴候症状

: 吸入したとき ; 嘔吐、虚脱状態（ショック）  
皮膚に触れたとき；皮膚の刺激、薬傷、皮膚のチアノーゼ  
眼に入ったとき ; 眼の刺激、結膜、角膜の炎症、視力喪失、角膜混濁  
経口摂取したとき ; 頭痛、倦怠感、震えや痙攣

応急措置をする者の保護に  
必要な注意事項

: 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面、呼吸用保護具、安全靴などの適切な保護具を着用する。

医師に対する特別な注意事項

: 治療上の指針（対症療法）  
    目に刺激があるときは、直ちに強力に洗浄する。  
    Isogutt 洗浄器の使用が効果的である。  
    直ちに眼科医を呼びよせる。  
    この物質でぬれた身体部位をできるだけポリエチレングリコールを用いて徹底的に洗浄する。  
    その他に、まず多量の流水と石けんを用いて洗い、後にオリーブ油または食用油を用いて洗う。  
    刺激性咳に対してコデイン。  
    気道の刺激のときは、デキサメサゾン入りの調剤エアロゾルを、患者の苦痛がなくなるまで吸引させる。  
    気道と肺臓の障害の場合、抗生物質による予防が必要。  
    中枢麻痺に注意。腎臓と肝臓の機能を監視する。  
その他  
    中毒に対する治療指針の問合せ先（医師・医療機関専用、有料）  
        ・つくば中毒 110 番 ; 029-851-9999  
        ・大阪中毒 110 番 ; 072-726-9923

## 5. 火災時の措置

### 【消火剤】

適切な消火剤	: 噴霧水、粉末消火剤、炭酸ガス、耐アルコール性泡消火薬剤、乾燥砂
使ってはならない消火剤	: 棒状注水

### 【特有の危険有害性】

特有の危険有害性	: 火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガス及びヒュームを発生するおそれがある。加熱により容器が爆発するおそれがある。加熱により蒸気が空気と爆発性混合気を生成するおそれがある。屋内、屋外又は下水溝で爆発の危険がある。
----------	--

### 【消防を行う者への勧告】

特有の消火方法	: 火災発生場所周辺を関係者以外立ち入り禁止する。危険を冒すことなく出来るならば、燃焼の供給源を止める。付近の発火源となるものを取り除く。移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移すこと。製品容器、周囲の設備などに散水して冷却すること。消火活動は出来るだけ風上から行うこと。
消防活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	: 消火活動の際は状況に応じて自給式呼吸器、化学用保護衣、防火服などの適切な保護具を必ず着用すること。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	: 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面、呼吸用保護具、保護長靴などの適切な保護具を着用する。漏出した場所の周辺にロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。風上から作業し、風下の人を避難させる。作業の際には保護具を着用し、この物質が皮膚に付着しないようにする。漏れた場所の周辺から人を退避させる。有害性を知らせる。
環境に対する注意事項	: 漏出物を直接、河川や排水施設に流してはならない。流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。有害性及び刺激性が強いので、周辺の住民に漏洩の生じたことを通報する等の適切な措置を行う。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	: 少量の場合には、乾燥砂、土、おがくず、ウエスなどに吸収して密閉できる空容器に回収する。 大量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。 処理は冷却して固化した後に行う。この際、火花を発生しない安全な工具を使用する。 危険なくできるときは、漏出源を遮断し、漏れを止める。 下水、側溝等に入り込まないように注意する。
二次災害の防止策	: すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 【取扱い】

- 技術的対策 : 取り扱いは、屋外か、局所排気、或いは全体換気のある場所で行う。
- 安全取扱い注意事項 : 保護眼鏡、保護手袋、保護面、保護衣を着用し、吸入、皮膚や眼への接触を防ぐこと。取扱い後は手や顔をよく洗うこと。取扱い場所は換気をよくして、周辺で火気、火花、スパーク、高温物の使用を禁止する。蒸気と空気が爆発性混合気体を生じることがあるので、特別に注意すること。  
蒸気発生時や液状製品取扱い時は、静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
容器の扱いは慎重にし、転倒、落下、引きずり、衝撃を加えるなどしないこと。  
製品容器からの漏れ、あふれ、飛散を防ぎ、蒸気を発散させないこと。
- 接触回避 : 酸化剤と接触しないように取り扱う。
- 衛生対策 : 取扱い後は、手や顔などをよく洗うこと。  
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

### 【保管】

- 安全な保管条件 : 保管場所の床は、床面に水が浸入／浸透しない構造とする。  
保管場所は耐火構造とし、屋根を不燃材料で作り、天井を設けない。  
保管場所には、必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。  
屋内貯蔵を原則とする。  
混触禁止物質：酸化性物質  
施錠して保管すること。  
静電気対策のために、容器および受器を接地する。  
直射日光を避け、乾燥し換気のよい場所に、施錠して保管すること。  
溶融状態で保管する場合は、十分に温度制御をすること。  
食品や飼料、酸化剤から隔離して、容器を密封して保管すること。
- 安全な容器包装材料 : 消防法や国連輸送規則で規定されている容器を使用する。

## 8. ばく露防止及び保護措置

### 【管理指標】

- 管理濃度 : 未設定
- 許容濃度 : 日本産業衛生学会 : 5ppm (19mg/m<sup>3</sup>) [皮] (2019)  
ACGIH-TLV : TWA 5ppm [皮] (2009)

### 【ばく露防止】

- 設備対策 : 取扱い場所の近くに、眼の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する。  
密閉された装置、機器又は局所排気装置を使用しなければ取扱ってはならない。  
機器類は防爆構造のものを用い、静電気対策を行う。
- 保護具 : (呼吸用保護具)  
防塵マスク、防毒マスク（有機ガス用）  
(手の保護具)  
保護手袋（耐油性）  
(眼の保護具)  
保護眼鏡、ゴーグル、保護面  
(皮膚及び身体の保護具)  
安全帽、保護服（耐油性）、保護長靴（耐油性）、保護エプロン（耐油性）

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 液
色	: 無色又はわずかに赤色
臭い	: 特異なにおい
融点／凝固点	: 40.9°C (フェノール 99.9%以上として)
沸点又は初留点及び沸騰範囲	: 181.8°C (同上)
可燃性	: データなし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	: 下限 ; 1.36 容量%、上限 ; 10 容量% (空気中) (同上)
引火点	: 81°C (密閉式) (同上)
自然発火点	: 715°C (同上)
分解温度	: データなし
p H	: データなし
動粘性率	: 3.437mPa・s (50°C) (粘度) (同上)
溶解度	: 水に混和する (同上)
n-オクタノール／水分配係数	: logP <sub>ow</sub> 1.47 (30°C) (同上)
蒸気圧	: 0.2hPa (20°C) (同上)
密度及び／又は相対密度	: 1.07g/cm <sup>3</sup> (20°C) 1.13g/cm <sup>3</sup> (25°C) (同上)
相対ガス密度 (空気=1)	: 3.2 (空気 ; 1) (同上)
粒子特性	: データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	: データなし
化学的安定性	: 常温付近における通常の取り扱い条件下では安定である。 この液体は強く加熱すると、有毒・腐食性の爆発性混合気を生じる。
危険有害反応可能性	: 酸化性物質と接触すると爆発的または、激しい反応が起こり、大きな発熱がありうる。
避けるべき条件	: 高温、混触危険物質との接触、直射日光、着火源へのばく露や接近。
混触危険物質	: 酸化性物質
危険有害な分解生成物	: データなし

## 11. 有害性情報

急性毒性	: (経口) ラット LD50 340mg/kg マウス LD50 約 300mg/kg 上記より、区分3とした。 (経皮) ラット LD50 660mg/kg より、区分3とした。
皮膚腐食性／刺激性	: ヒト、ウサギで皮膚腐食性があり区分1Bとした。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	: ウサギでの試験で強い刺激性と非可逆的作用が認められ、区分1とした。

呼吸器感作性又は皮膚感作性	: (呼吸器感作性) モルモット・マウスを使った実験において皮膚を過敏化させないとの結果より、分類できないとした。
(皮膚感作性)	モルモット・マウスを使った実験において皮膚を過敏化させないとの結果より、分類できないとした。
生殖細胞変異原性	: 生殖細胞 in vivo 変異原性試験で弱陽性であり、区分 2 とした。
発がん性	: 分類できない
生殖毒性	: 分類できない
特定標的臓器毒性	
単回ばく露	: 分類できない
反復ばく露	: 腎臓、肝臓、皮膚および神経系に毒性があることから区分 2 とした。
誤えん有害性	: 分類できない

## 12. 環境影響情報

### 生態毒性

水生環境有害性 短期(急性)	: 甲殻類 (ネコゼミジンコ属) EC50 3.1mg/l/48 時間 魚類 (ニジマス) LC50 8.9mg/l/96 時間 上記より区分 2 とした。
水生環境有害性 長期(慢性)	: 急性分解性あり。 魚類 NOEC 0.077mg/l/60 日間 甲殻類 (オオミジンコ属) EC10 0.46mg/l/16 日間 上記より区分 2 とした。
残留性・分解性	: 生分解性 (製品) 易分解性
生体蓄積性	: 生体蓄積性 (製品) 生物濃縮因子 (BCF) : 17.5 生物蓄積の可能性は低い。
土壤中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: 分類できない

## 13. 廃棄上の注意

廃棄物の処理方法	: 関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 認可された廃棄物処理施設で廃棄物を処理する。 廃棄処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上、処理を委託する。
汚染容器及び包装	: 空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去すること。 使用済みの容器は、他の用途に使用しないで適正に廃棄すること。

## 14. 輸送上の注意

### 【国際規制】

#### 国連番号、国連分類

国連番号	: 1671
品名	: PHENOL, SOLID
国連分類	: クラス 6.1
容器等級	: II

## IMDG Code (国際海上危険物規程)

国連番号	: 1671、2312
正式輸送名	: PHENOL, SOLID, PHENOL, MOLTEN
分類または区分	: クラス 6.1
容器等級	: II

## IATA 航空危険物規則書

国連番号	: 1671
正式輸送名	: Phenol, Solid
分類または区分	: クラス 6.1
容器等級	: II

下記のように分類される溶融状フェノールは航空輸送禁止となっている。

国連番号	: 2312
品名	: Phenol, Molten
国連分類	: クラス 6.1
容器等級	: II

## 【国内規制】

航空法	: 輸送禁止のもの フェノール (溶融状のもの) 毒物類・毒物 フェノール (固体)
船舶安全法	: 毒物類・毒物 フェノール (固体)、フェノール (溶融状のもの)

## 15. 適用法令

労働安全衛生法	: 特定化学物質第三類物質 (特定化学物質障害予防規則第 2 条第 1 項第 6 号) 【フェノール】 腐食性液体 (労働安全衛生規則第 326 条、腐食性液体の圧送設備) 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条第 1 号、第 2 号別表第 9) 【474 フェノール】 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 第 1 号、第 2 号別表第 9) 【474 フェノール】
労働基準法	: 疾病化学物質 (法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 4 号 1) 【フェノール】
化学物質排出把握管理促進法	: 第一種指定化学物質 (法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1) 【フェノール】
毒物及び劇物取締法	: 効物 (法第 2 条別表第 2) 【フェノール】
消防法	: 指定可燃物、可燃性固体類 (法第 9 条の 4、危険物令第 1 条の 12、別表第 4)
水質汚濁防止法	: 生活環境汚染項目 (法第 2 条、施行令第 3 条、排水基準を定める省令第 1 条別表第 2) 【フェノール類含有量 (1 リットルにつき 5mg)】
大気汚染防止法	: 特定物質 (法第 17 条第 1 項、施行令第 10 条) 【フェノール】揮発性有機化合物 (法第 2 条第 4 項、環境省から都道府県への通達) 【揮発性有機化合物】【フェノール】排気 有害大気汚染物質 (中央環境審議会第 9 次答申) 【フェノール】

海洋汚染防止法	: 有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1）【332 フェノール】
港則法	: その他の危険物、毒物類（法第21条2、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表）【【国連番号1671】フェノール（固体）【国連番号2312】フェノール（溶融状のもの）】
道路法	: 車両の通行の制限（施行令第19条の13、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号、別表第2）【フェノール含有製剤（5%以下含有を除く）】

---

## 16. その他の情報

### 【参考文献】

GHS 対応ガイドライン（社団法人 日本化学工業協会）（2019）

JIS Z 7252（2019）

JIS Z 7253（2019）

化学物質総合情報提供システム 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

GHS 関係各省分類結果（H18年度、H26年度）（厚生労働省・環境省）

国際化学物質安全カード ICSC

モデル SDS（厚生労働省、職場のあんぜんサイト）

### 【責任の限定について】

本記載内容は現時点で入手できる資料、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合には用途に適した安全対策を実施の上でご利用下さい。記載内容は情報提供であって保証をなすものではありません。

---